

富山労働局

第14次労働災害防止推進計画

（計画期間2023年度～2027年度）の概要

計画が目指す社会

- ・事業者や注文者、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組む社会
- ・消費者・サービス利用者も提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることが理解される社会
- ・ウェアブル端末、VR（バーチャル・リアリティ）、AIなど、就業形態の変化や価値観に多様化に対応する安全衛生対策が図られる社会
- ・事業者の責務としての安全衛生対策を「費用としての人件費から、資産としての人的投資」に変革する社会
- ・安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が評価される社会
- ・事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、安全と健康が確保されていることを前提として、誰もが潜在力を十分に発揮できる社会

計画の目標

2027年までに

死亡災害が 10人未満

死傷災害が1000人未満

となることを定着させる

8つの重点対策

- ①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑦労働者の健康確保対策の推進
- ⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進

労働者の協力を得て、事業者に取り組んでいただきたいこと

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害は、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識する。
- ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入れ時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

○高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就業状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。（エイジフレンドリー補助金の活用）

○多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等により安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

○業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業：「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・建設業：墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・製造業：「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、使用者においてもリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。

○労働者の健康確保対策の推進

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。
- ・「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」に基づき、次の措置を行う。
 - ①時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
 - ②年次有給休暇の確実な取得の促進
 - ③勤務間インターバル制度の導入等、労働時間等設定改善指針に基づく労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の2つの事項を的確に実施する。
 - ①化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施し、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
 - ②化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を有する者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。

- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。
- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

アウトプット指標（左記の取組による到達目標）

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに**50%以上**
- ・正社員以外への安全衛生教育の実施率を**80%以上**（卸売業・小売業／医療・福祉）
- ・ノーリフトケアを導入している事業場の割合を**増加**（介護・看護作業）

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場を**50%以上**

- ・母国語や視聴覚教材を用いて、外国人労働者向けの災害防止の教育を行っている事業場を**50%以上**

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場を**45%以上**
- ・墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を**85%以上**
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場を**60%以上**

- ・50人未満の小規模事業場のストレスチェック実施の割合を**50%以上**
- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに**70%以上**
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに**15%以上**
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場を**80%以上**

- ・ラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ**80%以上**
- ・労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに**80%以上**、その上で、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに**80%以上**

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を**増加**

アウトカム指標（期待される結果）

転倒による死傷者数の増加に**歯止**

60歳代以上の死傷者数の増加に**歯止**

外国人労働者の死傷千人率を**全体平均以下**

陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して**5%以上減少**
建設業の死亡者数を2022年と比較して**15%以上減少**

製造業の機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して**5%以上減少**

仕事や職業生活に**ストレス**があるとする労働者を**50%未満**

週労働時間40時間以上である雇用者のうち週労働時間60時間以上を**5%以下**（2025年まで）

化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を2022年までの5年間と比較して2023年から5年間で、**5%以上減少**

熱中症による死傷者数の増加率を2022年までの5年間と比較して**減少**

アウトカム指標を達成した場合

死亡災害を2022年と比較して**5%以上減少**

死傷災害を2022年と比較して2027年までに**減少**に転じる

富山県における
死亡者数
10人未満
死傷者数
1000人未満



熱中症予防啓発キャラクター
チューイ カン吉